

令和元年度生活衛生関係技術担当者研修会（質疑応答）

自治体 (受付順)	質問内容	分類	講義中の説明の有無	回答者	回答
鳥取市	公衆浴場及び旅館業の衛生等管理要領の改正により、水位計配管の生物膜除去が追加されましたが、その頻度は週1回以上とされており、他の場所と比べ、生物膜除去の頻度が高く設定されているように思います。 その理由について、御教示願います。	レジオネラ	有	厚生労働省 ／岡山理科大学	「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成12年12月15日生衛発第1,811号厚生省生活衛生局長通知)別添2「公衆浴場における衛生等管理要領」等において、水位計配管の清掃及び消毒については、「少なくとも週に1回、適切な消毒方法で生物膜を除去」としてありますが、他方、ろ過器及び循環配管については、「1週間に1回以上(略)適切な消毒方法で生物膜を除去」としています。 水位計配管は、ろ過器及び循環配管に次いで生物膜が発生しやすい場所であるため、このような記載としております。
高知県	公衆浴場(旅館業)における衛生等管理要領の改定で追加された水位計配管、集毛器等の設備の適切な消毒方法とは、どのような方法があるか。	レジオネラ	無	厚生労働省 ／岡山理科大学	集毛器の維持管理については、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」(平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)に以下のようにありますのでご確認ください。 「集毛器の清掃洗浄・消毒は、毎日行います。理由はろ過器と同様に、集毛器自体がレジオネラ属菌の供給源とならないようにするためです。こまめに清掃洗浄を行い、その際に、塩素系薬剤や過酸化水素溶液などで集毛部や内部を清掃すると良いでしょう。」 また、水位計配管の適切な消毒方法については、同マニュアルの「循環配管の維持管理」を参考としてください。
福井市	クリーニング所におけるBacillus cereusに対する効果的な消毒方法についてご教示願いたい。	Bacillus cereus	有	厚生労働省 ／国立感染症研究所	医療機関から患者等の寝具類の洗濯業務を受託した事業者が当該寝具類の洗濯を行うに当たった消毒方法については、「病院、診療所の業務委託について(平成5年2月15日指第14号厚生労働省健康政策局指導課長通知)」に記載していますのでご確認ください。 なお、セレウス菌に対して有効な洗濯・消毒方法については、本日の講演資料のとおり現時点では確立されておらず、今後の課題であると認識しています。一方で、セレウス菌による汚染を低減する方法として、本日の講演資料のとおり、濡れた洗濯物を長時間放置しないといった対策が考えられますので、参考としてください。
大阪府	「熱湯消毒基準である80℃より低い温度で消毒していること」と、「次亜塩素酸ではなく過酸化水素を消毒剤としていること」がタオル等のセレウス菌による高レベル汚染の原因でないかと指摘されています。 一方、「自治医科大学附属病院におけるBacillus cereus group血流感染症アウトブレイクに関する国立大学付属病院感染対策協議会による改善支援調査報告書(平成19年1月27日)」によると、80℃10分間の洗濯消毒においてもタオル等のセレウス菌による高レベル汚染が指摘されています。 また、セレウス菌は芽胞形成菌であり、芽胞菌は加熱(100℃30分)や次亜塩素酸ナトリウムに対する抵抗性を有するとされており、過酢酸や過酸化水素が一定消毒効果を有するとの報告もあります。 医療機関から洗濯の委託を受けているクリーニング業者に対する、セレウス菌を含めた院内感染対策のための適切なタオル、リネン類の洗濯・消毒方法について、ご教示いただきますようお願いいたします。				
	空調設備の自動監視システムについて インターネットを利用した空調設備の排水受けの遠隔自動監視システムが実用化されている。空調機に内蔵された監視カメラとコンピューターの画像解析技術を活用したシステムである。本システムが、建築物衛生法施行規則第3条の18に規定する点検方法として位置付けられるか見解を伺いたい。 なお、当該規定に係る点検方法として、平成27年3月31日健衛発0331第9号により、スライム、カビ等の汚れを検知するセンサーや内視鏡による点検等が示されている。	ビル管	無	厚生労働省	当該システムの仕組み及び性能等の具体的なデータをご提供いただけるのであれば、検討させていただきます。

東京都	<p>加湿装置の無い空調機の立入検査時の指導について 厚生労働省のホームページにおいて、空気調和設備について説明があります。</p> <p>1 建築物環境衛生管理基準とは ① 建築物衛生法において、空気調和設備とは、「エア・フィルター、電気集じん等を用いて外から取り入れた空気等を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。)ことができる機器及び附属設備の総体」をいいます。すなわち、浄化、温度、湿度、流量の調節の4つの機能を備えた設備のことです。 ② また、空気調和設備は、浄化、温度調節、湿度調節、流量調節の機能のうち、1つでも欠けば、当該設備に該当しないこととなりますが、この4つの機能を「複数の設備」で満足している場合にも、これらを一体的に捉え、空気調和設備とみなすことが適当と判断されます。 この厚生労働省のホームページの考え方から、浄化、温度、湿度、流量の調節機能は設けているが、加湿装置を設置しない場合は、湿度調節ができないため、空気調和設備に該当しないものと解釈してよいですか？ 上記のように加湿装置がない場合は、空気調和設備に該当しなくなるが、温度調節機能を設けている場合は、夏季冷房時に結露水が発生するため排水受けの点検清掃が必要と考えられるが、いかがか？ 法施行令第2条(建築物環境衛生管理基準)第1項第1号二において、空気調和設備を設けている場合は、省令で定めるところにより、病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講じることあり、法施行規則第3条の18(空気調和設備及び機械換気設備の維持管理)の空気調和設備内に設けられた排水受けについての定期点検を行い、必要に応じて清掃等が規定されているが、あくまで空気調和設備に限った規定であるため、上記のような場合に、排水受けの維持管理についてどのように解釈すればよいかご教授ください。</p>	ビル管	無	厚生労働省	<p>ご指摘のとおり、建築物衛生法において、空気調和設備とは、「空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。)をすることができる設備」をいい、湿度の調節ができない設備は空気調和設備には該当せず、法施行令第2条第1号二の「病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずる」義務はありません。しかしながら、空気調和設備に該当しない設備であっても、排水受けにスライム、カビ等の汚れが生じることによりレジオネラ属菌等による汚染のおそれがあると判断される場合には、特定建築物所有者等に対し、排水受けの定期点検等の実施について御協力を求めることが望ましいと考えています。</p>
岩手県	<p>レジオネラ属菌の検査方法について、レジオネラ症防止指針第4版にて、迅速測定法としてLAMP法及びリアルタイムPCR法に加えて、生菌のみを検出する遺伝子検査法であるEMA-qPCR・LC EMA-qPCR法・LC RT-qPCR法が掲載されている。 これらの検査法は従来の培養法と比較してどの程度の精度であるか。培養法に代わる検査法となり得るか。検証結果や実際の現場の声などをお持ちであれば御教示いただきたい。</p>	レジオネラ	無	厚生労働省	<p>迅速検査法については、「公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について」(令和元年9月19日付け薬生衛発0919第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)の「2.9 迅速検査法」に記載があるとおり、それぞれの特性がありますので、培養法と比較することは困難です。</p>
愛知県	<p>化学物質過敏症への対応については、厚生労働省から平成29年3月に「科学的根拠に基づくシックハウス症候群に関する相談マニュアル(改訂新版)」が、また、環境省から平成28年3月に「平成27年度環境中の微量な化学物質による健康影響に関する調査研究業務報告書」が示されているが、その後、最新の知見等があればご教授願いたい。</p>	シックハウス等	無	厚生労働省	<p>現在、厚生労働科学研究において「シックハウス症候群の診断基準・ガイドラインの検証と更新のための研究」を実施しておりますので、研究成果については、今後、共有させていただく予定です。</p>
名古屋市	<p>レジオネラ属菌検査方法(培養法)につきまして、培地を複数枚行うことで検査の信頼性が高まるものと考えられます。例えば濃縮検水について、培地を2枚で行った場合で、どちらか一方の培地のみで集落が1つ確認できたときの定量下限値は10CFU/100mLではなく、5 CFU/100mLになります。 令和元年9月19日付け薬生衛発0919第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知「公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について」別添中に濃縮検水における不検出は10CFU/100mL未満となる旨の記載がありますが、このような例の場合にもレジオネラ属菌は検出されたものと考えられるべきでしょうか。</p>	レジオネラ	無	岡山理科大学	<p>「検出されてはならない」が基本となりますので、平板培地を2枚使って検出された場合は「検出」と判断してください。</p>
大阪市	<p>建築基準法第28条第2項では、まず、換気に有効な開口部(居室の床面積の1/20以上)を設けることが規定され、ただし書きにおいて、政令(建築基準法施行令第20条の2)で定める技術的基準に従う換気設備を設けた場合をこの限りでないと除外している。 また、建築基準法第28条の2第3号では、居室を有する建築物にあっては、政令で定める物質の区分に応じ換気設備について政令で定める技術的基準に適合することとも規定されており、ホルムアルデヒド対策として建築基準法施行令第20条の8において機械換気設備は必須ともされている。 したがって、建築基準法第28条第2項に適合する有効な開口部を設けた居室においても、ホルムアルデヒド対策用機械換気設備は必須となるが、このような場合においても建築物衛生法上の機械換気設備として取り扱い、建築物衛生法第4条の建築物環境衛生管理基準が適用され、2か月に1回の空気環境測定等の義務が課されるか教えていただきたい。ホルムアルデヒド対策用機械換気設備の換気方式(第1種、第2種及び第3種)や給気部分のフィルターの有無で考え方に違いが生じるのであれば、その旨も併せて教えていただきたい。 さらには、建築基準法第28条第2項に適合する有効な開口部を設けた居室において、他に何らかの機械換気設備が存在した場合における当該設備の建築物衛生法上の機械換気設備としての考え方についても教えていただきたい。</p>	ビル管	無	厚生労働省	<p>建築物衛生法においては、法施行令第2条第1号-Iに規定する空気調和設備又は口に規定する機械換気設備を設けている場合、特定建築物所有者等に対し建築物環境衛生管理基準に従って適切な維持管理を求めるものであり、空気調和設備又は機械換気設備の設置理由により対応が変わるものではありません。</p>
	<p>特定建築物に立ち入り監視をする中で冬場の空気環境測定の湿度について多くの建築物で不適が認められる。加湿装置のない空調機器を使っている建物がほとんどで指導に苦慮している。 具体的な効果的なアドバイスを知りたい。</p>	ビル管	無	厚生労働省	<p>ご指摘のとおり、相対湿度については多数の特定建築物で不適の状況となっていることから、今後、研究等において、より効果的な指導ができるよう、知見を収集してまいりたいと考えています。</p>

奈良県	管内施設(平成16年の県条例改正以前の許可施設)において高度さらし粉を使用して浴槽水の消毒を実施している。立入時にDPD法により塩素測定を行ったところ異常発色(退色)が認められたことから、高濃度の塩素の存在が推測された。消毒副生成物の存在が心配される。今後の指導・助言に際し、注意すべき点等をご教示頂きたい。	レジオネラ	無	厚生労働省	「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成12年12月15日生衛発第1,811号厚生省生活衛生局長通知)別添2「公衆浴場における衛生等管理要領」において、「遊離残留塩素濃度は最大1mg/Lを超えないよう努めること。」としております。
福井県	浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法に関して、熱処理を行うか酸処理を行うかの判断は何に基づいて行うのがよいでしょうか。	レジオネラ	有	厚生労働省 ／北海道立 衛生研究所	「公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について」(令和元年9月19日付け薬生衛発0919第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)に、以下の記載がありますのでご参照ください。 「非濃縮検水は未処理(注7)、濃縮検水については熱処理又は酸処理を実施し(注8)、原則として選択分離培地で培養する。濃縮法はろ過濃縮法を推奨する。 注7 未処理とは、検水の夾雑菌が少ないと想定される場合に熱や酸による前処理を行わないこと。未処理の非濃縮検水で夾雑菌が抑制できなかった場合は、熱処理や酸処理を行う。 注8 熱処理と酸処理のどちらが適しているかを判断できない場合は、両方を行う。」 また、本日の講演資料についてもご参照ください。